

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号601）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	墓園等使用の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	町長は、次の各号の一に該当する場合は、墓園等の使用許可を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】法令等の規定に判断できるため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号602）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	墓園等の返還命令
根 拠 法 令 名	厚岸町墓地及び霊園条例（平成 5 年厚岸町条例第13号）
根 拠 条 項	第13条第 1 項
根 拠 条 文	町長は、管理その他事業の執行上必要があると認めたときは、墓園等を返還させることができる。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】過去に処分実績がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号603）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	畜犬の飼育の方法の改善等の必要な措置の命令
根 拠 法 令 名	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例(平成12年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第 4 条第 2 項
根 拠 条 文	町長は、前項の規定に違反していると認める畜犬の飼育者に対し、畜犬の飼育の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】その性質上個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、具体的な基準を定めることが技術的に困難と認められるため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号604）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	加害畜犬に対する必要な措置の命令
根 拠 法 令 名	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例(平成12年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第 7 条
根 拠 条 文	町長は、人又は家畜に害を加えた畜犬の飼育者に対し、当該畜犬の殺処分又は畜犬の性癖の矯正及び危害防止のために必要な処置を取ることを命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】その性質上個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、具体的な基準を定めることが技術的に困難と認められるため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号605）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	畜犬管理に関する違反等に対する罰金又は科料
根 拠 法 令 名	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例(平成12年厚岸町条例第23号)
根 拠 条 項	第15条
根 拠 条 文	次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金又は科料を処する。
処 分 基 準 の 内 容	【設定せず】その性質上個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、具体的な基準を定めることが技術的に困難と認められるため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号606）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	特定施設の改善命令
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第34条第1項
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、当該施設を改善すべきことを命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	特定施設 別表第 1 から別表第 5 までに掲げる施設のこと (改善勧告) 第33条 町長は、第20条の特定施設から発生し、排出する振動等がこの条例の規制基準に適合しないと認められるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、その者に対し期限を定めて特定施設の構造、若しくは使用の方法、又は処理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。 ◎処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号607）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	特定施設の全部又は一部の一時使用停止命令
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第35条
根 拠 条 文	町長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、あらかじめ環境審議会の意見をきいて、その者に対し特定施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり (改善命令) 第34条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、当該施設を改善すべきことを命ずることができる。 ※ 処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号608）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	特定施設の改善命令に従わない場合の公表
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第44条
根 拠 条 文	町長は、第34条第1項の規定により命令した場合、その者が命令に従わないときは、その内容を公表することができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり (改善命令) 第34条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、当該施設を改善すべきことを命ずることができる ※ 処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号609）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	特定施設の全部又は一部の一時使用停止命令違反者への罰金
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第45条
根 拠 条 文	第35条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり (停止命令) 第35条 町長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、あらかじめ環境審議会の意見をきいて、その者に対し特定施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずることができる。 ※ 処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号610）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	特定施設の報告・検査違反者への罰金
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第46条
根 拠 条 文	第42条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり (報告及び検査) 第42条 町長は、この条例の施行に必要な限度において特定施設を設置する者等に必要な事項の報告を求め、又は職員に当該特定施設を設置する者の工場等に立ち入り、設備、その他の物件を検査させることができる。 ※処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号611）

不利益処分に係る処分基準

令和元年10月1日作成

処 分 名	特定施設における法人等への罰金
根 拠 法 令 名	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第47条
根 拠 条 文	法人の代表者、又は法人、若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人、又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 第45条 第35条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。 第46条 第42条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。 ※ 処分基準未作成 《理由》処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号612）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	IS014001認証取得費補助金交付決定の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町IS014001認証取得費補助金交付規則（平成13年厚岸町規則第17号）
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	町長は、補助金の決定等を受けた事業者等が提出した書類等に虚偽の事項を記載したと認めたときは、補助金の決定等を取り消すものとする。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 ※ 処分基準未作成 《理由》 処分の先例がないため。
所 管 部 署	環境林務課環境衛生係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号613）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	証紙売り捌き人の指定の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町証紙条例施行規則（昭和43年厚岸町規則第 1 号）
根 拠 条 項	第12条
根 拠 条 文	町長は、売さばき人が、次の各号の一に該当するときは、売さばき人の指定を取り消すことができる。 (1) 証紙を売りさばくのに必要な資力 又は信用を失ったとき。 (2) この規則に違反したとき。 (3) 証紙の売さばき業務の廃止の届け出があつたとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	環境林務課廃棄物対策係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号614）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	木工センター使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）
根 拠 条 項	第 5 条
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、木工センターの使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 木工センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町木工センター条例第 5 条各号のいずれかに該当する者に対して、使用の制限を行う。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号615）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	木工センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。 (1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。 (2) 使用の目的以外に使用したとき。 (3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 厚岸町木工センター条例第 6 条第 1 項のいずれかに該当するとき、使用許可の取消しを行う。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号616）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	民有林振興補助金交付決定の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町民有林振興補助規則（平成 7 年厚岸町規則第 5 号）
根 拠 条 項	第11条
根 拠 条 文	補助金の交付を受けたものが、次の各号に該当するときは、補助金交付の指令の取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) この規則に違反したとき。 (2) 補助金を目的外の経費に充てたとき。 (3) 不正行為があったとき。 (4) その他補助金交付の条件に違反したとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 厚岸町民有林振興補助規則第11条各号に該当する場合、補助金交付決定の取消し、若しくは変更、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号617）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	美しい森林づくり基盤整備交付金交付の決定の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則（平成21年厚岸町規則第 2 号）
根 拠 条 項	第11条第 1 項
根 拠 条 文	町長は、事業実施者が、交付金を他の用途に使用し、その他当該事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号618）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根 拠 条 項	第 6 条
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園の使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 公園内の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 厚岸町緑のふるさと公園条例第 6 条各号いずれかに該当する場合、公園使用の制限を行う。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号619）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。 (1) 不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。 (2) 使用の目的以外に使用したとき。 (3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 厚岸町緑のふるさと公園条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、公園使用許可の取消し等を行う。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号620）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園違反者への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根 拠 条 項	第17条第 1 項
根 拠 条 文	この条例に違反した者は、5万円以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号621）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園使用料不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）
根 拠 条 項	第17条第 2 項
根 拠 条 文	詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号622）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	緑のふるさと公園入園の拒絶等
根 拠 法 令 名	厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則（平成13年厚岸町規則第37号）
根 拠 条 項	第 4 条
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当するものの入園を拒絶することができる。 (1) 酒気を帯びたもの又は危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは公園内の設備並びに樹木等に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの (2) 公園内の秩序を乱すおそれのあるもの (3) その他公園の管理上支障があると認められるもの
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり。 厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則第 4 条各号に該当する場合、入園の拒絶等を行う。
所 管 部 署	環境林務課林政係
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号623）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	別寒辺牛湿原自然観察施設占用許可の取り消し等
根 拠 法 令 名	別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成 7 年厚岸町条例第10号）
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	施設占用の許可を受けた場合であっても、次の各号の一に該当するときは、町長はその許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は占用の許可を取り消すことができる。
処 分 基 準 の 内 容	(1) 使用者が占用の許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 偽り、その他不正な手段により、この条例の規定により許可を受けたとき。 (4) 野生生物に重大な悪影響を及ぼす恐れがあると認められる場合 (5) その他公益上やむを得ない事由が生じた場合
所 管 部 署	環境林務課水鳥観察館
備 考	

様式 4 （行政手続条例適用：個票番号624）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和 5 年 1 1 月 1 0 日作成

処 分 名	合併処理浄化槽設置費単独補助金交付決定の取り消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則（令和 5 年規則第19号）
根 拠 条 項	第15条第 1 項
根 拠 条 文	第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 （1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 （2） 偽りその他不正の行為があったとき。 （3） 完了した工事が申請内容と著しく相違するとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町合併処理浄化槽設置費単独補助金交付規則第15条各号のいずれかに該当する者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
所 管 部 署	環境林務課廃棄物対策係
備 考	

様式 4（行政手続条例適用：個票番号 9 0 7）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年 1 0 月 1 8 日作成

処 分 名	合併処理浄化槽設置費補助金交付決定の取り消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則（平成26年規則第13号）
根 拠 条 項	第15条第 1 項
根 拠 条 文	第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 （1） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 （2） 偽りその他不正の行為があったとき。 （3） 完了した工事が申請内容と著しく相違するとき。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則第15条各号のいずれかに該当する者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
所 管 部 署	環境林務課廃棄物対策係
備 考	